

《小名浜港における危険物積載船舶の指定錨地について》

1 錨地名及び錨地コード

錨地名：第二西防波堤沖

錨地コード：ビー ダブリュー ゼロ トゥー エー
B W O 2 A

2 位置(錨地範囲)

以下の①～⑦の各地点を順次に結んだ線及び⑦と①を結んだ線により囲まれる海域(別添図面参照)

- | | | |
|---|-------------|--------------|
| ① | 36-55-12.0N | 140-53-00.0E |
| ② | 36-55-00.0N | 140-53-00.0E |
| ③ | 36-54-49.0N | 140-52-55.0E |
| ④ | 36-54-19.0N | 140-52-25.0E |
| ⑤ | 36-54-42.5N | 140-51-53.0E |
| ⑥ | 36-54-51.5N | 140-52-00.0E |
| ⑦ | 36-55-08.5N | 140-52-37.5E |

(世界測地系による)

3 錨泊可能船型

重量トン数5,000DWT未満の船舶

4 最多錨泊隻数

4隻まで

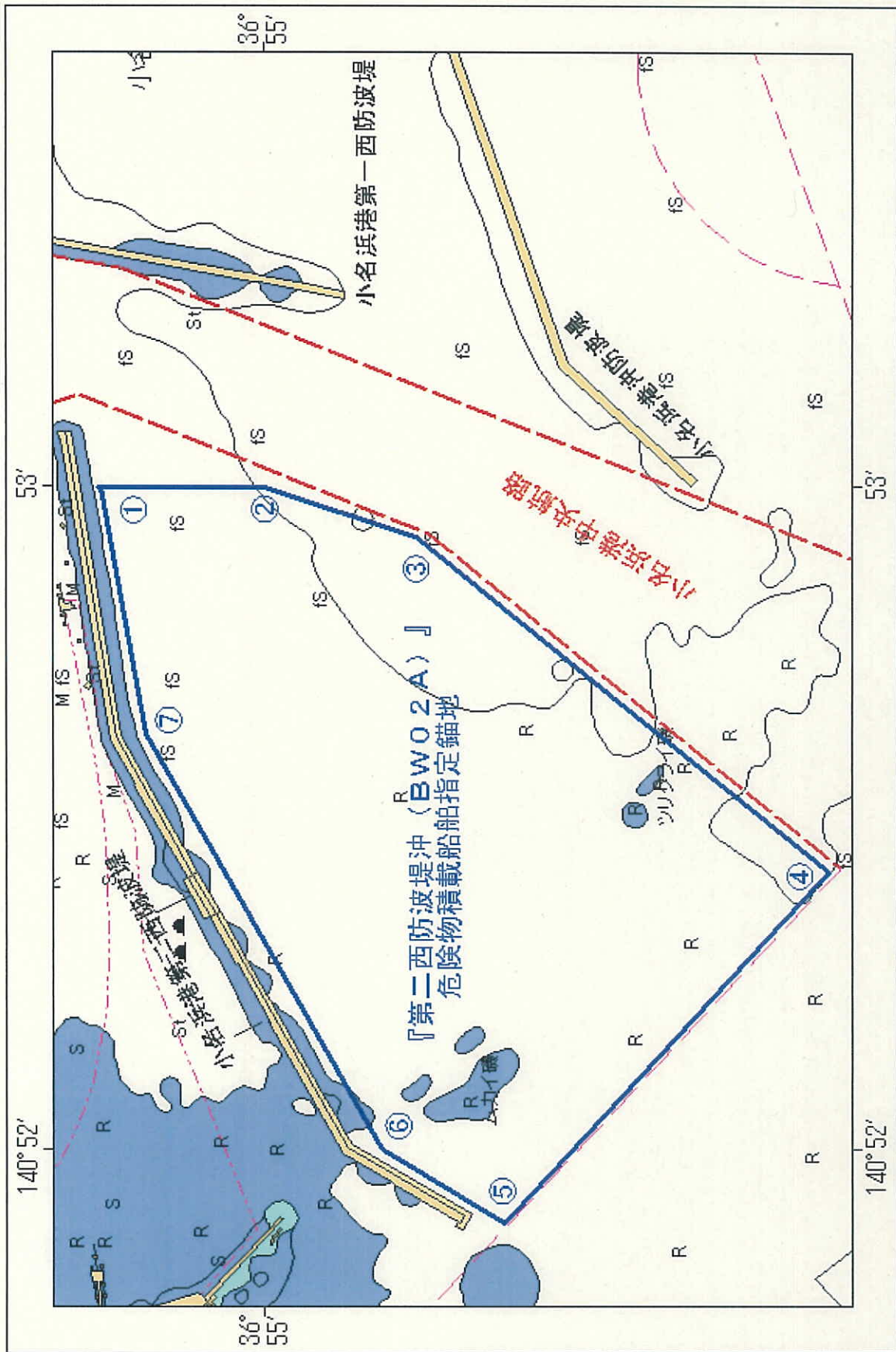
5 その他

- (1)本錨地は、港則法第22条に基づき、港長が危険物積載船舶の停泊場所として指定する海域であるため、危険物積載船舶以外の一般船舶は、本錨地への錨泊を自粛すること。
- (2)本錨地に停泊場所の指定を受けた危険物積載船舶は、別添の遵守事項等を遵守すること。

「第二西防波堤沖」に錨泊する際の遵守事項等

- 1 本錨地は、港湾計画上の小名浜港中央航路に隣接する海域であるため、錨泊中の船体振れ回りに伴い船体が小名浜港中央航路にはみ出すことのないよう、厳重に注意すること。
- 2 錨泊に際しては、本錨地内に存在する二つの険礁（ツリクライ磯・ムカイ磯）及び小名浜港第二西防波堤との離隔距離に十分留意するとともに、底質R（岩）が点在することにも留意すること。
- 3 AIS（船舶自動識別装置）を搭載している船舶は常時電源を入れておくとともに、24時間体制で守錨当直（船橋見張員）を配置し、国際無線電話16チャンネルを聴取すること。また、主機関を常時スタンバイ状態とすること。
- 4 本錨地は南よりの強風・南よりの高波浪に対して極めて弱い海域であるため、このような気象・海象状況が予想される場合は危険物積載船舶の停泊場所指定が困難であることに留意すること。なお、危険物積載船舶の有する危険性に鑑み、小名浜港第一西防波堤・同第二西防波堤の内港側海域には、停泊場所の指定を行わないので併せて留意すること。

以上



『第二西防波堤沖 (BWO 2A)』は、以下の①～⑦の各地点を順次に結んだ線及び⑦と①を結んだ線により囲まれた海域

- ① 36-55-12.0N, 140-53-00.0E
 - ② 36-55-00.0N, 140-53-00.0E
 - ③ 36-54-49.0N, 140-52-55.0E
 - ④ 36-54-19.0N, 140-52-25.0E
 - ⑤ 36-54-42.5N, 140-51-53.0E
 - ⑥ 36-54-51.5N, 140-52-00.0E
 - ⑦ 36-55-08.5N, 140-52-37.5E
- (世界測地系による)